

1. マイナンバーの記入について

介護保険法施行規則が改正され、平成28年1月1日以降、介護保険関係の申請において、個人番号が申請事項として追加されました。法令に基づく義務であるため、原則記入していただきます。ただし、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請等についての対応は、以下のとおりとします。

(1) 個人番号が不明な場合の取扱い

申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合には、町側で、住民基本台帳または住民基本台帳ネットワークを用いて当該申請者の個人番号を検索し、記入いたしますので、空欄で提出してください。

(2) 代理権の授与が困難な被保険者に係る申請の場合

重度の認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号を記載せずに提出してください。

2. 申請の際の身元確認について

申請の際には手続きを行う方の身元確認が必要となりますので、以下の書類をお持ちください。

(1) 本人申請の場合 (①、②両方)

①本人の個人番号が確認できる書類

(個人番号カード、通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写しなど。)

※ない場合はその旨お申し出ください。

②本人の身元が確認できる書類

個人番号カードや運転免許証など(公的機関が発行した顔写真入りのもの) 1つ
又は、医療保険証や介護保険証、負担割合証など2つ以上

(2) 代理人による申請の場合 (①、②、③の全て)

①委任状又は、介護保険証等

②代理人の身元確認ができるもの。(運転免許証や介護支援専門員証)

③本人の個人番号が確認できる書類

(個人番号カード、通知カード(又は写し)、本人の個人番号が記載された住民票の写しなど。) ※ない場合はその旨お申し出ください。

(3) 郵送による申請の場合 (①、②両方)

①本人の個人番号が確認できる書類

(個人番号カード、通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写しなど。)

※ない場合はその旨記載してください。

②本人の身元が確認できる書類の写し

個人番号カードや運転免許証など(公的機関が発行した顔写真入りのもの) 1つ
又は、医療保険証や介護保険証、負担割合証など2つ以上

(4) 代理権のない使用者による申請の場合 (①、②両方)

①本人の個人番号が確認できる書類

(個人番号カード、通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写しなど。)

※ない場合はその旨記載してください。

②本人の身元が確認できる書類の写し

個人番号カードや運転免許証など(公的機関が発行した顔写真入りのもの) 1つ

又は、医療保険証や介護保険証、負担割合証など2つ以上

※個人番号が提出者に見えないように封筒に入れて提出するなどの措置を行ってください。また、この場合、使用者が本人に代わって個人番号を記入することはできません。

3. マイナンバー取扱上の注意

これまでも、個人情報取扱については、ご注意くださいと思いますが、個人番号が記載された申請書を提出のために持ち運ぶ場合や、施設において通知カード等を保管される場合は、より一層ご注意くださいと同時に、以下の点にご留意ください。

(1) 居宅介護支援事業者や施設職員が申請を代行される場合

申請行為の範囲内で業務を行うことが可能ですが、これを超える範囲で個人番号を取り扱うことは認められません。

例) ・申請時に視認した個人番号を事業所にストック→×

・視認した個人番号を利用して保険者に資格確認→×

※業務記録保存のためコピー等をとる事業者様もあると思いますが、個人番号が複写されないよう対応いただくか、復元できない程度にマスキング等を行ってください。

(2) 施設等で特定個人情報が記載された書類の保管をされる場合

・可能な限り本人の意思を確認すること。

・漏えいすることがないよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を参考にして、適正に取扱うこと。

・現時点で利用者本人が保管している場合であっても、心身の機能や判断能力の低下等により、保管が困難となった場合の取扱いについて、あらかじめ利用者本人の意思を確認しておくことが望ましいこと。

※その他、取扱いについて疑問等ございましたら、猪苗代町保健福祉課までお問い合わせください。

(事務担当 猪苗代町 保健福祉課 高齢者福祉係 0242-62-2115)